

1. 組織名

専門図書館協議会著作権委員会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産

意見

わが国の著作権保護期間「死後50年」について、米国並みに70年に延長するよう求められていると報道されています。しかし、当の米国著作権局のマリア・パランテ局長は昨年3月に著作権保護期間の見直し、あるいは登録制の復活などを議会で提案しております。その理由は、ひとつには、長い保護期間は著作権者がわからない「孤児著作物」を増やすことになり、著作物の有効な活用を妨げることになるためです。特に図書館においては、貴重な蔵書が痛んできても、これをデジタル化して保存するためには著作権者の許諾が必要でありますが、保護期間が延長されれば、著作権者を見つけることも許諾を得ることもほとんど困難となります。またネット文化の振興のためには、コンテンツの再利用の障害となる長い著作権保護期間が有害であることは、言を待ちません。また著作権犯罪の「非親告罪」化は著作物の利用者を萎縮させ、コンテンツの利用を狭めるだけでなく、警察等の別件逮捕の口実として使われるなど、言論活動そのものに対する脅威となる可能性があり、極めて慎重に対処すべきと考えます。